

令和2年度
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和元年6月
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱
第7条及び第21条に係る記載事項

令和元年6月 日
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和2年度地域間幹線系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。

特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和束町域において、支援することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。

(2) 事業の効果

地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送る事ができる。

また、公共交通を確保・維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。

3. 2 の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通
対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

2. 貨客混載の実施検討

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通
対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：当該補助金の対象となっている全24系統において、貨物事業者との連携や郵便物、農産物等を旅客と共に輸送することについて、関係者とともに検討する。

3. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通
対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することにより、公共交通の役割や必要性について理解いただくとともに、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

表4のとおり

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。

なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表7のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年9月12日（水）、13日（木）

生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催

（生産性向上の取組の実施状況について協議）

平成30年11月19日（月）、21日（水）

生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催

（生産性向上の取組の実績及び今後の取組予定等について協議）

平成31年1月18日（金）

京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催

（平成30年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）

令和元年5月16日（木）、21日（火）、22日（水）

地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催

（生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）

令和元年6月17日（月）

京都府生活交通対策地域協議会を開催

（地域間幹線系統確保維持計画について協議）

18. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ・与謝野町老人クラブ連合会 令和元年6月4日（火）13:30～14:30
- ・岩陰自治連合会 令和元年6月6日（木）11:00～12:00

【主な意見】

当該系統は沿線住民の通学・通勤・通院・買物等の日常生活や、地域を訪れる観光客にとって欠かせない移動手段であるため、今後も当該系統を確保・維持することが必要。

現状では高齢者の利用が多いが、鉄道や他のバス等との接続の改善や、通勤・通学に利用しやすいダイヤ設定等を行うことにより、子どもや子育て世代等の利用増が見込まれる。

地域の小学校で当該系統を利用した遠足を実施しているほか、団体でも当該系統を利用したお出掛けイベントを定期的に開催しており、引き続き地域全体で利用促進に取り組むので、バス事業者においてもさらなる利便性向上に取り組んでほしい。

19. 協議会メンバーの構成員

- ・京都府建設交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・京都府市長会 経済部会長
- ・京都府町村会 行財政部会長
- ・広域行政圏の協議会会长等
- ・京都府広域振興局長
- ・一般社団法人 京都府バス協会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R2年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通 株式会社	(1) 和束木津線	7,716.5	注) 令和3年度、令和4年度については、令和2年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更 がないため省略
		小計	7,716	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 八田線1	10,742.0	
		(3) 神吉線1	2,337.0	
		(4) 原・神吉線1	3,379.5	
		小計	16,458	
		(5) 園福線(椎山～園部)	6,032.5	
	西日本JRバス 株式会社	(6) 園福線(福知山～椎山)	8,769.5	
		(7) 高崎・東北線(京都～周山)	4,478.0	
		小計	19,280	
		(8) 高浜線1	1,123.5	
		(9) 大江線1	2,847.5	
	京都交通 株式会社	(10) 福知山線1	3,809.0	
		(11) 夜久野線1	2,307.5	
		小計	10,087	
		(12) 伊根線	8,057.0	
		(13) 菊入線	9,589.5	
	丹後海陸交通 株式会社	(14) 經ヶ岬線2	9,452.5	
		(15) 与謝線2	5,279.0	
		(16) 峰山線3	2,097.5	
		(17) 間人線	2,546.5	
		(18) 海岸線2	6,373.0	
		(19) 間人循環線	8,291.0	
		(20) 病院線2	4,107.5	
		(21) 久美浜線	5,367.0	
		(22) 丹後峰山線	5,286.5	
		小計	66,447	
合 计			119,988	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2「5. なし」書きに該当する場合は「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、並年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは毎日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

表2 地域公共交通運送事業に係る年次費用(総額、負担者及びその負担割合(地図別時限区分別))

事業者名	京成交通株式会社
------	----------

2年度

1. 中間財源別収支

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①)の 損益状況	支	出	入	支	出	入
	販売収益	8,637,919 千円	営業外収益	55,410 千円	営業外費用	8,713,181 千円
	販売費用	9,328,056 千円	営業外損益	54,711 千円	経常費用(△)	10,009,544 千円
△ 1,383,033		△ 10,669 千円	△ 5,364 千円	△ 1,341,054		△ 55,59

基準期間の前年度の 損益状況	支	出	入	支	出	入
	販売収益	8,637,919 千円	営業外収益	75,363 千円	営業外費用	8,713,181 千円
	販売費用	9,328,056 千円	営業外損益	51,548 千円	経常費用(△)	10,009,544 千円
△ 1,383,033		△ 10,669 千円	△ 5,364 千円	△ 1,341,054		△ 55,59

基準期間の前年度の 損益状況	支	出	入	支	出	入
	販売収益	8,568,970 千円	営業外収益	72,867 千円	営業外費用(△)	8,629,867 千円
	販売費用	9,729,908 千円	営業外費用	69,058 千円	経常費用(△)	9,881,967 千円
△ 1,161,938 千円		△ 5,809 千円	△ 3,809 千円	△ 1,358,053		△ 55,59

(補助対象事業者の「基準期間^②」を最終年とする過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (△)×(△)=△		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (△)×(△)=△		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (△)×(△)=△	
	前半期間の前年度(第1年) △+△=△	△+△=△	△+△=△	△+△=△	△+△=△	△+△=△
京成神	506円/34.4km		506円/75.5km		511円/41.4km	

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (△)×(△)=△	地域内キロ当たり 経常費用	キロ当たりのいすゞ車の 料金	キロ当たり経常収益 イナハート
京成神	507円/35.5km	464円/35.5km	464円/35.5km	443円/35.5km

3. 路線別実車走行キロに対する費用、負担者とその負担割合

補助プロック名	特例割合	通口	実車走行		計画実行 回数	計画 平均 経常 費用 額	計画超過 額	系統キロ数	地域公共交通運送事業を実 施する区域におけるキロ当 たりの経常費用	開拓料金と 他の公共交通運送事業者と 競争するための経常費用 を算定する場合におけるキロ 当たりの経常費用	同一補助プロック 内営業外収入 部分のキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	
			起点	止 点											
			組合	支 付 金 額											
第1号	和東木岸	和東河原	和東木岸	和東河原	1	15.1 km	15.1 km	15.1 km	(平地)	住 宅	15.1 km	(平地)	15.1 km	(平地)	15.1 km
合計	1系統				1	15.1 km	15.1 km	15.1 km	(平地)	住 宅	15.1 km	(平地)	15.1 km	(平地)	15.1 km

補助プロック名	特例割合	通口	実車走行		計画実行 回数	計画 平均 経常 費用 額	計画超過 額	系統キロ数	補助対象系統のキロ当たり 経常収益		同一補助プロック 内営業外収入 部分のキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数
			起点	止 点										
			組合	支 付 金 額										
第1号	%	152,941.5 km	151,900 km	151,900,070 円	151,900,070	151,900,070 円	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070
計計		151,900,070 km	151,900,070 km	151,900,070 円	151,900,070	151,900,070 km	151,900,070	151,900,070 km	151,900,070	151,900,070 km	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070

補助プロック名	特例割合	通口	実車走行		計画実行 回数	計画 平均 経常 費用 額	計画超過 額	系統キロ数	補助対象系統のキロ当たり 経常収益		同一補助プロック 内営業外収入 部分のキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数
			起点	止 点										
			組合	支 付 金 額										
ソメラージ	%	151,900,070 km	151,900,070 km	151,900,070 円	151,900,070	151,900,070 km	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070 km	151,900,070	151,900,070	151,900,070	151,900,070
京成神	第1号				44,962,138 円	7,716,000 円	17.2 %	35,637,157 円	7,716,000 円	7,716,000 円	7,716,000 円	7,716,000 円	7,716,000 円	7,716,000 円
合計		33,182,196 円			15,433,000 円	3,086,000 円	17.2 %	24,656,117 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円

補助プロック名	特例割合	通口	実車走行		計画実行 回数	計画 平均 経常 費用 額	計画超過 額	系統キロ数	補助対象系統のキロ当たり 経常収益		同一補助プロック 内営業外収入 部分のキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数
			起点	止 点										
			組合	支 付 金 額										
京成神	第1号				44,962,138 円	7,716,000 円	17.2 %	35,637,157 円	7,716,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円
合計		33,182,196 円			15,433,000 円	3,086,000 円	17.2 %	24,656,117 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円	3,086,000 円

補助プロック名	特例割合	通口	実車走行		計画実行 回数	計画 平均 経常 費用 額	計画超過 額	系統キロ数	補助対象系統のキロ当たり 経常収益		同一補助プロック 内営業外収入 部分のキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数	地図上の範 囲に係るキロ数
			起点	止 点										

表2 地域公共交通運送事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

令和2 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年(基準期間) ^a の現況状況	集合バス事業					
	営業収益	1,291,094 千円	営業外収益	8,068 千円	経常収益(イ)	1,309,172 千円
	営業費用	1,238,328 千円	営業料収用	4,281 千円	経常費用(ロ)	1,242,581 千円
補助対象期間の 前々年の 実車走行キロ(ハ)		53,365 千円	営業料収用	4,817 千円	経常損益	68,182 千円
		3,280,207.0	km		結果比率	104.88 %

基準期間の前年度の 現況状況	集合バス事業					
	営業収益	1,204,435 千円	営業外収益	4,528 千円 <th>経常収益(イ')</th> <td>1,208,962 千円</td>	経常収益(イ')	1,208,962 千円
	営業費用	1,248,954 千円	営業料収用	7,438 千円	経常費用(ロ')	1,256,452 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		55,482 千円	営業料収用	△ 2,872 千円	経常損益	52,510 千円
		3,194,464.8	km		結果比率	104.17 %

基準期間の前年度の 現況状況	集合バス事業					
	営業収益	1,313,423 千円	営業外収益	13,045 千円 <th>経常収益(イ")</th> <td>1,326,468 千円</td>	経常収益(イ")	1,326,468 千円
	営業費用	1,224,385 千円	営業料収用	7,659 千円	経常費用(ロ")	1,232,044 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ")		59,038 千円	営業料収用	△ 5,384 千円	経常損益	94,422 千円
		3,200,328.1	km		結果比率	107.00 %

(補助対象事業者の「基準期間^aを最終年度とする連結した過去3年間」における実車走行キロ当たり標準費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり標準費用 (基準期間の前年度) 口+ハ=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり標準費用 (基準期間の前年度) 口+ハ=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり標準費用 (基準期間) 口+ハ=c				
	京都府	384 円	97 銀	383 円	32 銀	384 円	67 銀
北近畿	384 円	97 銀	383 円	32 銀	384 円	67 銀	

^a「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいいます。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり標準費用 (口+ハ+e)/2 = d		地域キロ当たり 標準経常費用 小	キロ当たり標準費用 ニとホのいすれか少ない値 へ	キロ当たり標準収益 イ+ハ=ト	
	京都府	387 円	65 銀	382 円	52 銀	
北近畿	387 円	65 銀	382 円	52 銀	402 円	66 銀

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	計画平均 乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地場公共交通運送事業者 を実施する区域における平 均	地場公共交通運送事業者 を実施する区域における平 均	地場公共交通運送事業者 を実施する区域における平 均	同一補助ブロック外 乗り入れ部分のキロ程	同一補助ブロック外 乗り入れ部分のキロ程	地政課上の 結合率	地政課上の 結合率	外見人部分、 同一時間ブ ロック内 乗り入れ部分 及び地政課上 の結合部分以 外のキロ程の (テーイナスト ル)キテモラ														
			運行 系統名																													
			始 点	終 点																												
			八田線1	亀岡 駅前	高島・ 大谷	關西空 港口	366 日	3,398.0 (9.2)	3.8	34.9 人	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	14.2 km (平均) 14.7 km 14.7 km	住 14.2 km (平均) 復 14.7 km 14.7 km	住 14.2 km (平均) 復 14.7 km 14.7 km	47.500 %	47.500 %	47.500 %													
				神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366 日	1,647.0 (4.5)	3.4	15.3 人	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	10.1 km (平均) 8.5 km 8.5 km	住 10.1 km (平均) 復 8.5 km 8.5 km	住 10.1 km (平均) 復 8.5 km 8.5 km	20.325 %	20.325 %	20.325 %												
				原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366 日	1,088.0 (3.0)	5.1	18.3 人	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	11.8 km (平均) 11.3 km 11.5 km	住 11.8 km (平均) 復 11.3 km 11.5 km	住 11.8 km (平均) 復 11.3 km 11.5 km	34.831 %	34.831 %	34.831 %												
			八田線1	亀岡 駅前	高島・ 大谷	關西空 港口	366 日	3,398.0 (9.2)	3.8	34.9 人	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	住 28.0 km (平均) 復 28.0 km 28.0 km	12.3 km (平均) 13.3 km 13.5 km	住 12.3 km (平均) 復 13.3 km 13.5 km	住 12.3 km (平均) 復 13.3 km 13.5 km	52.600 %	52.600 %	52.600 %													
				神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366 日	1,647.0 (4.5)	3.4	15.3 人	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	住 12.5 km (平均) 復 12.0 km 12.3 km	2.5 km (平均) 2.5 km 2.5 km	住 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 km	住 2.5 km (平均) 復 2.5 km 2.5 km	70.874 %	70.874 %	70.874 %												
				原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366 日	1,088.0 (3.0)	5.1	18.3 人	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	住 18.1 km (平均) 復 17.5 km 17.8 km	8.2 km (平均) 8.2 km 8.2 km	住 8.2 km (平均) 復 8.2 km 8.2 km	住 8.2 km (平均) 復 8.2 km 8.2 km	66.168 %	66.168 %	66.168 %												
合計		系統									住 117.4 km (平均) 復 115.0 km 118.2 km	住 117.4 km (平均) 復 115.0 km 118.2 km	住 117.4 km (平均) 復 115.0 km 118.2 km	88.7 km (平均) 87.5 km 88.1 km	住 88.7 km (平均) 復 87.5 km 88.1 km	住 88.7 km (平均) 復 87.5 km 88.1 km																

補助 ブロック名	申請番号	特例指 定区分	補助プロック外 乗入部及び 同一括弧内 の複数の乗入部 の合計の比率 (テー(リ+又) +チ=ヲ)	計画実車 走行キロ ワ	補助対象 乗用車の見込額 ヘーマ以下の額 カ(d+e)/3	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 乗用車の見込額 乗用車から得た 収益を削除した額	補助対象乗用 車の見込額	タ又はしのうい すれか少ないほ うの額		
						基準期間の前々年度				基準期間の前年度				基準期間						
						経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益	偏差収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益	偏差収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キロ 当たり経常 収益			
京阪神	1	47,800	%	190,178.0 km	73,721,726 円	107円01銭	38,500,037 円	191,184.0 km	201円01銭	37,727,809 円	191,761.4 km	108円74銭	38,384,372 円	188,124.2 km	192円58銭	37,466,574 円	38,255,182 円	33,174,778 円	33,174,778 円	
	2	20,325	%	40,828.0 km	15,748,888 円	103円94銭	7,927,958 円	40,298.0 km	106円74銭	7,720,876 円	40,082.4 km	102円62銭	7,745,818 円	40,243.2 km	102円47銭	7,879,007 円	7,889,581 円	7,086,800 円	7,086,800 円	
	3	34,831	%	39,088.8 km	18,182,773 円	207円12銭	8,194,256 円	38,889.2 km	210円81銭	7,748,656 円	38,121.2 km	203円29銭	7,845,911 円	38,345.7 km	207円29銭	8,086,073 円	7,086,700 円	6,818,747 円	6,818,747 円	
北近畿	1	52,500	%	190,178.0 km	72,748,123 円	107円01銭	38,500,037 円	191,184.0 km	201円01銭	37,727,809 円	191,761.4 km	108円74銭	38,384,372 円	188,124.2 km	192円58銭	37,466,574 円	35,279,549 円	32,735,755 円	32,735,755 円	
	2	76,674	%	40,828.0 km	16,540,287 円	103円94銭	7,927,958 円	40,298.0 km	106円74銭	7,720,876 円	40,082.4 km	102円62銭	7,745,818 円	40,243.2 km	102円47銭	7,879,007 円	7,881,260 円	6,983,115 円	6,983,115 円	
	3	66,168	%	39,088.8 km	14,982,247 円	207円12銭	8,194,256 円	38,889.2 km	210円81銭	7,748,656 円	38,121.2 km	203円29銭	7,845,911 円	38,345.7 km	207円29銭	8,086,073 円	6,886,174 円	6,728,511 円	6,728,511 円	
合計				838,781.8 km	207,861,794 円		100,441,808 円	540,559.8 km		108,394,286 円	838,930. km		104,160,202 円	536,428.2 km		108,583,308 円	100,978,488 円	93,537,804 円	93,537,804 円	

補助 ブロック名	申請番号	特例指 定区分	ウの負担者とその負担割合										「その他の方」の 具体的要件			
			ソク外乗入部 及び同一括弧内 の複数の乗入部 の合計の比率 以外に異なるもの													
京阪神	1	18,788,018 円	18,788,018 円	10,276,008 円	10,278 千円	8,138.0 千円	38,255,182 円	25,513,152 円	6,138,000 円	42.4%	6,944,040 円	57.3%	0 円	38,707 円	0.3%	
	2	1,440,412 円	1,440,412 円	860,274 円	960 千円	480.0 千円	7,880,881 円	5,532,881 円	480,000 円	42.8%	538,547 円	56.7%	0 円	5,966 円	0.5%	
	3	2,378,037 円	2,378,037 円		2,378 千円	1,187.5 千円	7,066,703 円	3,677,200 円	1,187,500 円	62.7%	62,861 円	6.4%	0 円	10,424 円	0.81%	
北近畿	1	17,186,271 円	17,186,271 円	11,208,457 円	11,208 千円	5,804.0 千円	38,255,182 円	28,513,152 円	8,804,000 円	41.8%	7,312,433 円	54.8%	0 円	477,972 円	3.57%	
	2	5,571,894 円	5,571,894 円	3,714,462 円	3,714 千円	1,857.0 千円	7,588,881 円	5,532,881 円	1,857,000 円	42.1%	1,388,707 円	54.1%	0 円	182,441 円	3.89%	
	3	4,384,836 円	4,384,836 円		4,384 千円	2,192.0 千円	7,068,700 円	3,677,200 円	2,192,000 円	81.47%	63,188 円	3.47%	0 円	121,200 円	5.0%	
合計				46,716,286 円	46,716,286 円	26,180,141 円	32,817 千円	18,458.0 千円	102,383,026 円	68,446,026 円	16,458,500 円	17,446,803 円		514,710 円		

※小括: ルー(京阪神分)北近畿分)。系統全体の負担額から該当金額に係る運賃支拂額を控除。

荷ウド: ウドで表示した系統全体の負担額(運賃無効料含み)を、キロ比比率で東西プロック分・北近畿プロック分に区分。

1. 総合/「事業の収益、実車走行キロについて」は、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の便換算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼営している場合の課税収益及び費用の配分は、昭和62年5月17日付け自第33号B、自第151号、自第56号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の運営があるときは、国土交通大臣に報告し、その実態を求めてること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、削除欄相当欄を削除した欄を記載すること。
5. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別紙6の名稱を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した値を記載すること。
7. 中請番号は、事業者ごと、系統ごとに一通番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の規定を受けたこととなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別紙表2-6。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の金曜日数における統計運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「基準キロ」の欄、「地域公共交通再編実施計画に係るキロ数」の欄、「補助プロック外乗入部分分キロ数」の欄、「該道府県外乗入部分分の平均キロ」の欄、「該道府県外乗入部分分の基準部分に係るキロ数」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、後のキロ数が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の平均値ではなく、各年平均の合計の平均値で合計を記載すること。
11. 同一補助プロック外乗入部分分のキロ数の欄は、同一補助プロックにおける該道府県外乗入部分分のキロ数を記載することとともに、補助プロックが異なる該道府県外乗入部分分は(1)に記載すること。
12. 「負担額」との欄は、他の運行系統との競合面の合計が60%以上の生産実績時限であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える毎分のキロ数のことといい、当該補助プロック内区間(系前キロ理(チ)-補助プロック外乗入部分分以外のキロ理の比率)に記載すること。
13. 「補助プロック外乗入部分分及び該道府県外乗入部分分以外のキロ理の比率」の欄、「ソクのうちも補助プロック外乗入部分分及び同一補助プロック御道府県外乗入部分分以外に係るものの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系统的のみ記載すること。
14. 「系前キロ理と北近畿公共交通再編事業を実施する区域ににおけるキロ数の比率」の欄、「地図上の開業車」の欄、「補助プロック外乗入部分分、該道府県外乗入部分分及び地図上の開業部分以外のキロ理の比率」の欄は、(本)の金額を記載し、金額がない場合は(ソ)の金額を記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり標準収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象期間の場合は(本)の金額又は(ソ)の金額を控除し、金額がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合は(本)の金額又は(ソ)の金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載すること。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり標準収益」の欄の(ソ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり標準収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/12と同様する割合で該道府県実績金額を算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
19. 「基準期間の前々年度の実績」の欄は、基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てるること。
21. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び毎々年度の計画が同じ若しくは毎日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度について」は、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを説き、変更がないため省略。)
- (2) 搭付書類

 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに面接する必要な事項を記載した書類(面接書類)、並びに面接書類の前年度、基準期間の前々年度に係る運行回数及び運行回数等。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る標準式第1-5の運行系統別運賃表及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る標準式第1-5。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定申請は、地域公共交通再編実施計画の認定申請書類として既に提出している場合は、該認定書類の添付を削除することができる。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

令和2年度

1. 申請車両書の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	衆合バス事業					直営事業 割合 %
	営業収益	679,097 千円	営業外収益	569 千円	継常収益(イ)	
	営業費用	925,858 千円	営業外費用	155 千円	継常費用(ロ)	
補助対象期間の 前々年度の 直営事業割合(ロ)	△ 246,761 千円	△ 846,761 千円	営業損益	414 千円	継常損益	△ 246,345 千円

基準期間の前年度の 損益状況	東急バス事業					期末貸付金 73.82 %
	営業収益	659,273 千円	営業外収益	897 千円	継常収益(イ)	
	営業費用	832,884 千円	営業外費用	189 千円	継常費用(ロ)	
	営業損益	△ 234,601 千円	営業外損益	488 千円	継常損益	△ 234,063 千円
基準期間の前年度の 純資本比率(ア)	10%	1,931,858.7				

基準期間の前年度の 損益状況	業界別収支					業界別収支率 68.53 %
	営業収益	624,860 千円	営業外収益	572 千円	経常収益(イ)	
	営業費用	912,738 千円	営業外費用	△ 46 千円	経常費用(ロ)	
基準期間の前年度の 損益状況	△ 287,878 千円	営業外損益	618 千円	経常損益	△ 287,280 千円	
業界別収支率	68.53 %					

補助対象事業者の「医療機関等に提出する申請書」(過去3年間)における医療行為料口引率(既往性率)	補助対象事業者の医療行為料口引率(既往性率)(前年度) □+八=a	補助対象事業者の医療行為料口引率(既往性率)(前年度) □+八=b	補助対象事業者の医療行為料口引率(既往性率)(前年度) □+八=c
補助ブロック名			
北近畿	472円.36銭	462円.79銭	483円.88銭
京阪神	472円.86銭	462円.79銭	483円.38銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. 牛口当たり補助対象経営費用及び経営収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり標準経常費用 (+b+6)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 水	キロ当たり経常費用 二と水のいわくか少ない値 へ	キロ当たり標準収益 イナハニト
北近畿	472円.84銭	582円.52銭	382円.52銭	364円.78銭
京阪神	472円.84銭	484円.35銭	472円.84銭	364円.78銭

3. 補助対象系統ごとに差する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請者番号	特例措置	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程上地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック内乗出部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック内乗入部分、同一補助ブロック内乗出部分及び外乗入部分との競合部分以外のキロ程の比率
			運行系統名	始点	主な経由地	終点										
北近畿 1	無		検山	豊山町	西郷	368 日 4786 回	4.1	83.5	往 17.0km (草地) 復 17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	% 住 . Km (平均) 住 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	% 100%	
北近畿 2	無		舞鶴市	市ノ谷	検山	366 日 4786 回	7.0	20.3	往 24.0km 復 24.0km	往 24.0km 復 24.0km	% 住 . Km 住 . Km	往 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km	% 100%	
京阪神 3	無		京都	立命	周山	366 日 4786 回	8.1	104.4	往 33.2km 復 33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	% 住 . Km (平均) 往 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	往 . Km (平均) 往 . Km	% 100%	
合計	系統								往 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km	% 住 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km	往 . Km 往 . Km		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和2年度

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	集合バス事業						
	営業収益	172,437 千円	営業外収益	3,241 千円	経常収益(イ)	175,678 千円	
	営業費用	304,031 千円	営業外費用	331 千円	経常費用(ロ)	304,362 千円	
営業損益		△ 131,594 千円	営業外損益		2,910 千円	経常損益	△ 128,884 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ')		1,080,040.5 km			経常収支率		57.72 %

基準期間の 前年度の 損益状況	集合バス事業						
	営業収益	173,578 千円	営業外収益	3,503 千円 <th>経常収益(イ)</th> <td>177,061 千円</td>	経常収益(イ)	177,061 千円	
	営業費用	292,570 千円	営業外費用	888 千円 <th>経常費用(ロ)</th> <td>293,258 千円</td>	経常費用(ロ)	293,258 千円	
営業損益		△ 118,992 千円	営業外損益		2,815 千円	経常損益	△ 118,177 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ')		1,086,426.2 km			経常収支率		60.38 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	集合バス事業						
	営業収益	170,898 千円	営業外収益	3,589 千円 <th>経常収益(イ')</th> <td>174,485 千円</td>	経常収益(イ')	174,485 千円	
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	869 千円 <th>経常費用(ロ')</th> <td>290,046 千円</td>	経常費用(ロ')	290,046 千円	
営業損益		△ 119,361 千円	営業外損益		2,880 千円	経常損益	△ 118,481 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ')		1,080,318.0 km			経常収支率		59.96 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々 年度)		補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前年度) 口+ハ'=b		補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間)口+ハ'=c	
	北近畿	269 円	31 銭	276 円	24 銭	287 円
円	銭	円	銭	円	銭	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=二		地域キロ当たり 標準経常費用水		キロ当たり経常費用 ニと水のいすれか少ない値 へ		キロ当たり経常収益 イ+ハ'ト	
北近畿	277 円	22 銭	362 円	52 銭	277 円	22 銭	185 円	72 銭
北陸	277 円	22 銭	383 円	61 銭	277 円	22 銭	185 円	72 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	管轄者番号	運行系統名	運行系統		計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均 実車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再構 築事業を実施する区 域におけるキロ程	系統キロ と地域 公共交通 事業を実 施する区 域における キロ程との 比較	補助プロック外 県外乗入 部分のキロ程	同一補助プロック 県外乗入 部分のキロ程	地図上との組合 部分に係るキロ程	地図上との組合 部分のキロ程	地図上との組合 部分の組合率 ル+チ	補助プロック外 県外乗入 部分の組合率 (チー(リ+ス+ ル)+チーチ)	
				起点	北近畿 地図 地図	終点													
北近畿	北近畿第1号	無	高浜駅1 高浜駅前	366日	1,705 (4.6)	3.3	16.1 人	往16.7km 復16.7km	往16.7km 復16.7km	往 km 復 km	往16.7km 復16.7km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	48.80%	
	北近畿第2号	無	大江駅1 百済新町1 地図 大江駅前	366日	1,580 (4.3)	3.5	16.0 人	往23.6km 復23.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.00%	
	北近畿第3号	無	御岳山1 市民病院 石原 駒部駅前	366日	2,919 (7.6)	4.7	37.1 人	往15.2km 復15.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.00%	
	北近畿第4号	無	安久野1 桜山駅前 牧 下武人駅前	366日	1,401.5 (3.8)	4.0	16.2 人	往17.2km 復17.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	100.00%	
合計			系統							往27.7km 復27.7km	往 km 復 km		往 km 復 km		往 km 復 km		往 km 復 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置の有無	補助ブロック内乗車率(同一補助ブロック内乗車率以外のキロ率の比率)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益								補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常の限度額	当又はレのうちいずれか少ないほうの額額	
						基準期間の前々年度				基準期間の前年度								
						経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 キロ マ	実車走行キロ マ	
北近畿第1号	総	48.502%	58,347.0 km	15,786,847円	140円54銭	8,905,832円	57,947.2km	140円33銭	7,084,957円	86,847.5km	140円21銭	7,906,036円	61,671.6km	141円08銭	8,003,332円	7,783,515円	7,104,081円	7,104,081円
	無	100.000%	74,578.0 km	20,673,958円	167円76銭	18,800,882円	78,412.6km	167円80銭	18,682,903円	74,829.6km	167円49銭	18,477,988円	74,188.6km	168円22銭	12,610,870円	8,163,088円	8,303,281円	8,163,088円
	無	100.000%	88,737.8 km	24,599,837円	180円33銭	14,889,777円	89,911.1km	169円14銭	14,128,877円	82,819.6km	181円39銭	17,314,344円	88,482.4km	164円82銭	16,002,052円	8,597,785円	11,069,928円	8,697,785円
	無	100.000%	48,211.9 km	13,365,219円	155円95銭	7,912,818円	48,288.0km	155円65銭	7,490,778円	48,189.6km	158円52銭	7,818,887円	47,887.6km	156円48銭	7,518,600円	5,848,819円	8,014,348円	5,848,819円
合計			268,472.2 km	74,426,861円	円 銭	8,811,322円	264,111.6km		44,134,181円	264,111.6km		46,204,261円	267,324.6km		44,034,884円	30,391,007円	33,481,836円	29,711,573円

補助ブロック名	申請番号	地域公共交通事業者の特例措置の有無	ソースデータ	ソースデータ	計画平均乗車密度が5人未満の路線	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワード=ム	ムーラ=ウ	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から回顧補助を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的概要
													都道府県				市町村		その他の者	事業者自己負担	
													負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿第1号	総	3,446,821円	3,446,821円	2,47,144円	2,47千円	1,129,5千円	7,783,515円	6,680,015円	1,129,500円	16,87%	1,021,10円	1,021,10円	22,95%	4,007,270円	60,17%	1,079円	0,02%	平成28年3月 は北近畿ブロックのデータになります。			
	無	8,163,088円	8,163,088円	6,886,177円	6,886千円	2,847,5千円	8,183,088円	5,315,588円	2,847,500円	53,57%	2,482,00円	1,482,00円	853,083円	46,43%					0,00%		
	無	8,597,785円	8,597,785円	7,812,260円	7,812千円	3,809,千円	8,597,785円	4,758,785円	3,809,000円	78,54%	3,767,785円	3,767,785円	879,785円	20,40%					0,00%		
	無	5,846,819円	5,846,819円	4,816,781円	4,816千円	2,307,5千円	5,846,819円	3,539,119円	2,307,500円	65,20%	1,231,11円	1,231,11円	1,231,11円	34,50%					1,000円	0,03%	
合計			28,053,113円	28,053,113円	20,176,382円	20,176千円	10,087千円	30,391,007円	20,303,507円	10,087,000円	49,68%	1,207,88円	1,207,88円	3,169,984円	30,57%	4,007,270円	19,74%	2,079円	0,01%		

※高齢者優待については、京都府域国庫中継ぎ及び補付県側の国庫中継額を併せて控除しています。

(1)記載要項

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについてには、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第2種第1章第3節に係る経常費用を除くこと。)
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における経常金交付要綱第2種第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業者との事業者を事業している場合の収益収益及び費用の配分は、昭和61年5月17日付け自衛省第33号、自衛第151号、自衛第36号によること。なお、これらにより会計を並結することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その原因を求めてること。

4.補助対象期間の前々年度(基準期間)の収益状況(1)、基準期間の直年度の収益状況(2)の欄、「基準期間の前々年度の収益状況」の欄は、現行運賃標準を改訂した際の収益状況を記載すること。

5.地図中ヨコの欄は、補助ブロックを管轄する地方自治体等が通知した箇所によること。

- 6.地図中ヨコ当たり経常費用は、補助ブロックを管轄する地方自治体等が通知した箇所によること。
- 7.車両番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号を付すこと。なお、系統が5以上の複数ブロックを有する場合は、各ブロックの車両番号を記載すること。

8.特例措置の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受けた特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」、平成28年3月2日改正基準第2種の規定に該当する場合には「2」、補助金交付要綱第2種第5項ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。

- 9.計画運行回数の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す計画運行回数又は平日1当日計画運行回数又は平日1日計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 10.「基準キロ率」の欄は、「地図公共交通再編実施計画で示す計画キロ率」の欄、「地図公共交通再編実施計画で示す基準キロ率」の欄、「地図公共交通再編実施計画で示す基準キロ率」の欄、「地図公共交通再編実施計画で示す基準キロ率」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、左・右のキロ率が異なる場合は(右)を記載すること。また、平均値を記載すること。また、各路線系統の左・右の平均値の合計を算出すること。

11.「同一補助ブロック県外乗入部分のキロ率」の欄、「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック県外乗入部分のキロ率」の欄及び「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(系統キロ率)(一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、同一補助ブロックを有する区域におけるキロ率と同一の基準キロ率である。

12.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

13.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

14.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

15.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

16.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

17.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

18.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

19.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

20.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(十九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

21.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

22.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

23.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

24.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

25.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(二十九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

26.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

27.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

28.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

29.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

30.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(三十九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

31.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

32.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

33.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

34.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

35.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(四十九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

36.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

37.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

38.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十五)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

39.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十六)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十七)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

40.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十八)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(五十九)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

41.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十一)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

42.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十二)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十三)補助ブロック内乗入部分のキロ率」の欄は、地図公共交通再編実施計画で示す同一の基準キロ率である。

43.「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十四)補助ブロック内乗入部分のキロ率」と「地図公共交通再編実施計画で示す同一補助ブロック内区間(六十五)補助

表2 境域公共交通確保維持事業に要する費用の概算、負担者及びその負担額(境域間幹線系統用)

2年

事業主名		丹後商船交通株式会社											
1 中間事業者の概要													
補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 収益状況	営業収益												
	普通収益	151,287 千円	営業外収益	1,281 千円	經常収益(△)	152,568 千円							
	営業費用	448,751 千円	営業外費用	1,082 千円	通常費用(□)	448,803 千円							
補助対象期間の 前々年度の 実車運行キロ(ハ)	普通損益	△ 297,464 千円	営業外損益	229 千円	經常損益	△ 297,235 千円							
	km				经常収支率	33.61 %							
	1,884,187.8												
基準期間の前年度の 収益状況	営業収益												
	乗務収益	144,481 千円	営業外収益	1,228 千円	經常収益(△)	145,519 千円							
	営業費用	432,412 千円	営業外費用	1,446 千円	通常費用(□)	433,581 千円							
基準期間の前年度の 実車運行キロ(ハ)	営業損益	△ 287,931 千円	営業外損益	△ 121 千円	經常損益	△ 288,042 千円							
	km				经常収支率	33.80 %							
	1,886,810.8												
基準期間の前々年度の 収益状況	営業収益												
	乗務収益	140,748 千円	営業外収益	2,798 千円	經常収益(△)	143,536 千円							
	営業費用	430,070 千円	営業外費用	1,576 千円	通常費用(□)	431,546 千円							
基準期間の前々年度の 実車運行キロ(ハ)	営業損益	△ 289,321 千円	営業外損益	910 千円	經常損益	△ 284,411 千円							
	km				经常収支率	33.54 %							
	1,857,777.8												

(補助対象事業者の「基準期間」を最初とする直線)の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等		額相当額	
補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額	補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額
補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額	補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額
補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額	補助対象事業者の過去4年間における課税所得を口頭から経営費用等	額相当額

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. 人口老龄化对养老保险的影响

輔助ブロック名	積取対象事業者の支度金会 キロ当たり標準費用 (m³/km)/3 =	地域キロ当たり 標準標準費用 水	キロ当たり標準費用 ニトホのいすれか少ない値 △	キロ当たり標準費用 イナバード
北近畿	259円70銭	382円55銭	259円70銭	81円67銭

3. 情報対象系統ごとに蓄積する技術・情報資本の構成割合

地図ブロック名	申請番号	特許権者	進行系統			計画進行用数 計画進行用数 ()	計画平均車速前度 計画進度量 ①=カッコ内	実測車口率 実測車口率 ()	地図公共交差點等率 を実施する区間ににおける 車口率	系統中口率と地図公共交差 等率を実施する区間ににおける 車口率との比率	地図ブロック外 流入部分の車口率	同一地図ブロック 流入部分の車口率	地図総との組合 部分に係る車口率	地図総の割合 百分比									
			進行 系統名	起点 終点	支点 終点																		
北 近 畿	第1号	伊根橋 上野町 千種橋	300 回	1167.0 (1.0)	4.3	283 人	往 37.8Km (平均) 往 37.8Km 往 37.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第2号	船入橋 上野町 千種橋	300 回	1847.0 (1.0)	5.3	283 人	往 48.4Km (平均) 往 48.4Km 往 48.4Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第3号	船入橋 上野町 千種橋	300 回	1464.0 (1.0)	5.8	284 人	往 58.4Km (平均) 往 58.4Km 往 58.4Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第4号	寺坂橋 平尾	300 回	2071.0 (1.0)	5.2	281 人	往 52.8Km (平均) 往 52.8Km 往 52.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第5号	船山橋3 西側川 内閣府	300 回	2198.0 (1.0)	2.7	182 人	往 18.8Km (平均) 往 18.8Km 往 18.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第6号	岡人橋 船山	300 回	1828.0 (1.0)	3.1	181 人	往 18.8Km (平均) 往 18.8Km 往 18.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第7号	鹿屋橋A 岸田 井手 船山橋	300 回	2374.5 (1.0)	3.6	230 人	往 38.8Km (平均) 往 38.8Km 往 38.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第8号	岡人橋B 岸山 高木 船山橋	300 回	1797.0 (1.0)	5.4	268 人	往 34.8Km (平均) 往 34.8Km 往 34.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第9号	須崎橋B 岸山 高木 船山橋	300 回	1980.0 (1.0)	3.5	185 人	往 38.1Km (平均) 往 38.1Km 往 38.1Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第10号	久我山橋 寺坂 高木 立石	200 回	1848.0 (1.0)	5.8	307 人	往 23.8Km (平均) 往 23.8Km 往 23.8Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
	第11号	丹後寺山橋 高木 立石	300 回	1484.0 (1.0)	4.0	180 人	往 41.1Km (平均) 往 41.1Km 往 41.1Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	往 . Km (平均) . Km . Km	%	100.00								
合計							往 573.0Km 往 573.0Km	往 . Km . Km . Km	%	往 . Km . Km . Km	往 . Km . Km . Km	往 . Km . Km . Km	往 . Km . Km . Km	%									

協助ブロック名	申請番号	特例措置	相場ブロック外積入部分、同一種別ブロック内積出部分及び他開港場との積合部分及び係留場との積合部分及び係留場の比率	計画実施地図 中口	相場対象 経営収益 の見込額	相場対象系統の中口当たり経営収益								相場対象 経営収益 の見込額	相場対象船 の見込額	相場対象船 の見込額	タスクレーニングの結果	
						基準期間の前々年度				基準期間の前年度								
						相場収益 率%	実支行 率%	相場対象系統 の実支行率 +口当たり経営 収益 率% + % = d	相場収益 率%	実支行 率%	相場対象系統 の実支行率 +口当たり経営 収益 率% + % = e	相場収益 率%	実支行 率%	相場対象系統 の実支行率 +口当たり経営 収益 率% + % = f	ノック以上の額:三 カ一月=タ	カ一月=タ	カ×1/10=レ	レ
北 近 畿	第1号		km	45,590,814 円	88円.34銭	14,861,548 円	1100000 km	82円.82銭	10,375,544 円	1100000 km	88円.50銭	10,774,070 円	1100000 km	90円.03銭	10,046,984 円	10,307,580 円	10,018,451 円	10,018,451 円
	第2号	%	164,114.4 km	48,330,000 円	93円.45銭	13,914,380 円	— km	64円.55銭	10,027,094 円	1100000 km	98円.50銭	10,750,364 円	1100000 km	105円.10銭	11,936,481 円	11,394,010 円	10,170,255 円	10,170,255 円
	第3号	%	161,772.0 km	48,092,105 円	75円.71銭	11,488,191 円	1100000 km	68円.87銭	10,206,202 円	1100000 km	81円.27銭	10,681,812 円	1100000 km	97円.00銭	12,347,750 円	12,764,420 円	11,308,484 円	11,308,484 円
	第4号	%	80,881.0 km	22,484,104 円	128円.84銭	7,488,771 円	1100000 km	121円.00銭	7,168,025 円	1100000 km	118円.00銭	8,090,400 円	1100000 km	140円.04銭	11,840,923 円	11,823,281 円	10,388,088 円	10,388,088 円
	第5号		71,180.2 km	18,940,000 円	91円.58銭	7,077,329 円	— km	99円.47銭	6,105,430 円	1100000 km	88円.00銭	8,081,620 円	1100000 km	98円.70銭	6,576,887 円	12,071,203 円	8,381,068 円	8,381,068 円
	第6号	%	71,184.8 km	18,930,211 円	76円.16銭	8,770,103 円	— km	74円.02銭	8,080,007 円	1100000 km	78円.30銭	8,880,075 円	1100000 km	80円.57銭	8,422,174 円	10,087,087 円	8,380,144 円	8,380,144 円
	第7号	%	174,807.0 km	46,871,007 円	52円.87銭	16,802,122 円	— km	82円.00銭	10,820,000 円	— km	88円.30銭	10,480,000 円	— km	92円.70銭	8,828,188 円	9,080,281 円	20,380,780 円	20,380,780 冮
	第8号	%	141,886.1 km	36,880,000 円	72円.31銭	10,020,771 円	— km	88円.02銭	10,004,710 円	— km	78円.12銭	11,204,805 円	— km	78円.10銭	10,380,882 冮	10,380,884 冮	10,080,021 冮	10,080,021 冮
	第9号	%	124,187.5 km	35,254,026 冪	86円.41銭	10,357,277 冪	1100000 km	85円.05銭	10,006,796 冪	1100000 km	81円.00銭	11,717,362 冪	1100000 km	98円.00銭	10,731,880 冪	11,325,140 冪	14,814,817 冪	14,814,817 冪
	第10号	%	91,081.1 km	29,000,700 冪	113円.00銭	8,834,300 冪	— km	88円.00銭	11,216,871 冪	— km	123円.10銭	10,816,827 冪	— km	118円.10銭	10,370,188 冪	10,474,870 冪	10,734,180 冪	10,734,180 冫
	第11号	%	180,835.6 km	31,300,845 冪	53円.29銭	6,474,137 冪	1100000 km	62円.00銭	8,418,840 冪	1100000 km	81円.04銭	8,818,080 冪	1100000 km	88円.00銭	6,428,680 冪	84,000,000 冪	14,087,848 冪	14,087,848 冫
合計				1,275,061.1 km	307,000,157 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	— 冪	112,896,630 冪	244,700,831 冪	160,884,178 冪	160,884,172 冫

協助ブロック名	申請番号	特例措置	ソラモ埠頭ブロック外積入部分、同一種別ブロック内積出部分及び他開港場との積合部分及び係留場との積合部分及び係留場の比率	計画平均 航費費率 25人半艤装の 開港場	相場対象 船舶費用	計画額	相場費用から 船舶費用を差引いた額	相場費用から 船舶費用を差引いた額	ウの乗組者とその負担割合								「その他の 者」の具体的 概要		
									個別府県				市町村		その他の者				
									ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワヨ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	第1号		18,018,451 円	— 円	18,114,772 円	18,114 千円	8,037.0 平円	21,807,880 円	20,180,000 円	4,880,500 円	21,805,600 円	77.20%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第2号		10,170,820 円	— 円	10,170 円	10,170 千円	8,038.0 平円	27,884,018 円	17,884,810 円	9,000,000 円	40,885,600 円	80.18%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第3号	%	11,905,844 円	— 円	11,905 円	11,905 千円	8,483.5 千円	28,754,480 円	20,311,910 円	8,020,500 円	40,385,500 円	89.81%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第4号		10,058,868 円	— 円	10,058 円	10,058 千円	8,176.0 千円	11,628,551 円	8,544,851 円	1,878,000 円	24,118,450,231 円	75.50%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第5号		8,081,082 円	— 円	8,081,081 円	4,198 千円	2,007.8 平円	12,072,062 冪	9,975,082 冪	2,097,000 冪	21,036,000 冪	21.03%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第6号		8,280,144 円	— 円	8,280,144 円	8,093 千円	2,546.8 平円	13,067,037 冪	10,880,837 冪	2,186,000 冪	21,546,000 冪	84.21%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第7号		20,285,760 冪	— 円	12,746,100 冪	12,746 千円	6,373.0 千円	26,098,281 冪	22,780,281 冪	3,318,000 冪	21,445,214,04 円	78.80%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第8号		10,058,821 円	— 円	10,058,821 円	10,022 千円	6,301.0 平円	26,500,354 冪	18,500,354 冪	4,201,000 冪	48,313,140,04 冪	84.89%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第9号		14,814,817 円	— 円	14,814,817 円	8,510 千円	4,107.8 平円	21,822,140 冪	17,414,648 冪	4,407,000 冪	21,822,140 冪	76.41%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第10号		10,734,190 冪	— 円	10,734,190 冪	10,734 千円	5,367.0 千円	13,474,870 冪	8,107,870 冪	5,307,000 冪	13,474,870 冪	33.80%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
	第11号		14,087,848 冪	— 円	14,087,848 冪	10,875 千円	5,364.8 千円	18,000,480 冪	15,813,480 冪	5,188,000 冪	18,000,480 冪	33.81%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %	
合計				180,884,172 円	— 円	86,028,082 円	102,884 千円	88,447 平円	244,700,831 冪	176,282,551 冪	57,270,000 冪	244,700,831 冪	87.88%	— 円	— %	— 円	— %	— 円	— %

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

都道府県名：京都府

(記載要領)

- 「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載、「系統名」の欄には、「番号」の欄に対応した系統を記載、「理由」の欄には、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハハにに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指標	理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)		旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しております。また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和束町・笠置町・南山城村にとっての交通の要衝である。これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中核市町村に準ずるもの」として指定されることは適當である。

表6 車両の取得計画の概要

R2年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良式会通社	1 (継続1両)	1,800
	京阪京都交通株式会社	8 (継続8両)	10,815
	西日本JRバス株式会社	12 (継続12両)	8,910
	京都式会通社	1 (継続1両)	1,800
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	15,126.
合計 (新規2両、継続30両)			38,451

表7 車両の取得を行う事業者(車両試験費却費等国庫補助金)

2年目以降(令和2年3月)

補助ブロック名	申請番号	被補助特許権名義又は区域
京阪特	1	初東本満連
		第1号
		31

【車両購入金額算用】

□所有者の支拂方法(定率法・定額法)※法律で認められた場合は、年齢での支拂不可

□定率法

申請番号	補助対象額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(円) (F)	償還期間 (F)	本支拂額(円) (F)	ハイオのうち減少 する額の額(円)	償還期間(月)	補助対象額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	内定申請額(千円)
1	15,000,000	8,000,000	3,600,000	0	4,051,932	3,600,000	12	3,600,000	1,800
計	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,051,932	3,600,000	3,600	1,800

*支拂額(千円)	
7	5,400,000
0	0
0	0
	5,400,000

【車両購入金額算用】

□所有者の支拂方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金額支拂額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	償還期間 (月)	支拂額(円) (F)	支拂額(%)	支拂額(%)	支拂額(%)	支拂額(%)	支拂額(%)	支拂額(%)
計									

【車両購入金額算用】

□所有者の支拂方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金額支拂額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(千円)							
1	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
2	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
3	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F

申請番号	金額支拂額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(千円)							
1	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
2	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
3	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F

申請番号	金額支拂額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(千円)							
1	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
2	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
3	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F

【所要月数】

補助対象額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(千円)
3,600	1,800

申請番号	金額支拂額度 額(円) ※年齢の場合は、 該年齢の年齢=1	支拂額(千円)							
1	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
2	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F
3	1,800,000	F	500	%	F	%	F	%	F

- 1) 保険料金は、被保険車両1台ごとに年割合をかえて計算すること。また、2年目以降は当該期間について被保険車両が運行系統に係る運送業者等の車両番号を記載すること。

2) 車両登録料金(車両登録料金申請書写し)の欄には、被保険車両の登記予定の運送業者等の車両番号を記載すること。

3) 「新規登録」欄は、ノンステップ型スクープ(もしくはリフト付き車両(運送仕事用又はそれ以外の車両)、ノンステップ型スクープ(もしくはリフト付き車両、小型車両、停車場用車両の類がわかるように記載すること。なお、立派は高齢者を除くやせ細りの車両の面積が11平方メートルで除して算出した車両の面積が24条、第55条)。

4) 「施設」欄は、施設の名前を記入すること。

5) 「車両の最大」の欄には、車両点検1位(車両台数以下下部)まで記入すること。

6) 「車両登録料金申請書」の「被保険車両の登記予定の運送業者等の車両番号」欄に記入する場合は、運送業者名を記入して提出すること。(備考欄上、右側)

7) 「車両登録料金申請書」の「被保険車両の登記予定の運送業者等の車両番号」欄に記入する場合は、運送業者名を記入して提出すること。

8) 「計賃料金」の欄は、算出により記入すること。

9) 「新規登録」欄は、算出により記入すること。

10. リース契約について当該登録料金を記入するが、リース契約の日付を記入する。

11. 「車両登録料金申請書」の欄は、被保険車両登録料金(ノンステップ型スクープ(もしくはリフト付き車両)10)の欄には、被保険車両登録料金(ノンステップ型スクープ(もしくはリフト付き車両)10)の欄に記入する場合、次年度ごろにて住所を変更が必要となる場合は、運送業者名を記入して提出すること。

12. 本表は、被保険車両登録料金(ノンステップ型スクープ(もしくはリフト付き車両)10)の欄に記入する場合、次年度ごろにて住所を変更が必要となる場合は、運送業者名を記入して提出すること。

（2）被告は、前記の「アーバン・リバーナイフ」の運営者として、同社の取締役である。

中華書局影印

補助ブロック名	申請番号	被保険者情報名義又は区間	届出書類提出箇所
京阪神・北近畿	第号(02-1)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-2)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-3)	八田駅1	第1号
京阪神・北近畿	第号(02-4)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-5)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-6)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-7)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-8)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(02-9)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-1)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-2)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-3)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-4)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-5)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-6)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-7)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-8)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第号(03-9)	八田駅1、神吉駅1、阪神百貨店1	第1号～第3号

【輸入車両税金控除】 **○車主の資本控除方法(定額法・言語法)※非金で認められた場合を除き、年始開での支拂不可**

九
卷之二

申請番号	補助対象額度 額(円)	支度費(円) (前年度の5年目から 翌年度への繰り)	現存価額(円) (前年度の5年目から 翌年度への繰り)	特別償却額 (円)	償却累計額(円) △+△=/	事業者償却額 (円)	△のうちかな い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 △×△+△(月)÷△ (前年度の5年目から 翌年度への繰り)	計額(千円) △×△=△	*既存価格 (円)	
											△	△
第1号(28-1)	15,000,000	3,780,000	1,680,000	0	1,680,000	2,077,614	1,680,000	12	1,680,000	945.0	743	1,680,000
第2号(28-2)	15,000,000	3,780,000	1,680,000	0	1,680,000	2,077,614	1,680,000	12	1,680,000	945.0	743	1,680,000
第3号(28-3)	15,000,000	3,780,000	1,680,000	0	1,680,000	2,408,616	1,680,000	12	1,680,000	945.0	743	1,680,000
第4号(30-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	743	3,780,000
第5号(30-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	743	3,780,000
第6号(30-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	743	3,780,000
第7号(31-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,621,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	743	6,300,000
第8号(31-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,290	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	743	6,300,000
計	120,000,000	51,240,000	21,680,000	0	21,680,000	25,264,708	21,680,000	12	21,680,000	10,815	743	29,610,000

【中間購入金融費用】

【所要経費】	補助対象経費(千円)	計額(千円)
7+7 ナナ ナナ	21,630	10,915

【所要經費(令和2年度別合計)】

(1) 記載要領
1.申請の場合は、補助申請書1頁ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年以内に申請を行った場合は、好年度以前の申請の概要を添記又は添付の上申請すること。

(留年等)に際しては、原則申告書を提出する。但し、前項の規定によらず、医師の意見を記載すること。

6. 諸般的取扱いの場合は、原則として現金支拂いで取扱う。ただし、現金支拂いが困難な場合は、現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。
7. 本社は、原則として現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。
8. 本社は、原則として現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。
9. 本社は、原則として現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。
10. 本社は、原則として現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。
11. 1台あたり年間の販売額の10%以内は、原則として現金支拂いの代りに、支拂い手帳等による現金支拂いの代用を認める。

12月市議會開會，市長陳其南說：「我們要讓公車更方便，讓公車更安全，讓公車更環保。」

1. 令和1年3月4日より「令和二年三月三十日まで」に限る。2. 令和二年三月三十日まで。3. 上記1・2に該する場合、原則として、支拂いの金額を算定する。ただし、前項の規定による算定額が、支拂いの金額を超過する場合は、原則として、支拂いの金額を算定する。

(2) 通告書
1. 保険料が未納期間(補助金交付申請開始まで定期に係る該当月の前年6月から前年12月までの期間)に係る該当月の前年6月から前年12月までの期間(以下「未納期間」といいます。)の間に、被保険者が被扶養者として登録する場合は、被扶養者の登録登場料(第2年被扶養者登録登場料)(11,700円)を支拂う旨を用意する。(耐用年数6年)
2. 未納期間第1回目(前年6月から前年7月までの期間)に係る該当月の前年6月から前年12月までの期間(以下「未納期間」といいます。)の間に、被保険者が被扶養者として登録する場合は、被扶養者の登録登場料(第2年被扶養者登録登場料)(11,700円)を支拂う旨を用意する。(耐用年数6年)

第三回 金玉良緣 話題の子

4.他社は車両のノンステップ車で、運転士以外の車内について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
5.運賃円滑化のために必要な書類又は車両等の構造及び運行に付する基準を定める命令第43条に基づく用印が車両の認定書にあっては、認定書の写し

ア.自販車両の主要部分の写真
B.車両進入部による車両の接觸部位の接觸部位、平均高さ

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本エアール・スクール株式会社

1. 車両取扱の概要

補助プログラム名		申請番号	確保候補車両名等又は区画	車両種別 登録料金申請書	
北近畿	第1号(21-1)	園路線	第1号・第2号	H27	当社所有
北近畿	第2号(27-2)	園路線	第1号・第2号	H27	当社所有
北近畿	第3号(27-3)	園路線	第1号・第2号	H27	当社所有
北近畿	第4号(27-4)	園路線	第1号・第2号	H27	当社所有
京阪神	第1号(28-1)	高速・京北線	第3号	H28	当社所有
京阪神	第2号(28-2)	高速・京北線	第3号	H28	当社所有
京阪神	第1号(29-1)	高速・京北線	第3号	H29	当社所有
京阪神	第2号(29-2)	高速・京北線	第3号	H29	当社所有
京阪神	第1号(30-1)	高速・京北線	第3号	H30	当社所有
京阪神	第2号(30-2)	高速・京北線	第3号	H30	当社所有
京阪神	第1号(31-1)	高速・京北線	第3号	H31	当社所有
京阪神	第2号(31-2)	高速・京北線	第3号	H31	当社所有

【輸入車両減価償却方法】
○運送者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象額度 額(円) 初年度の額=ナ	現存価額(円) 前年度(2年目の み)の額=ナ	資産耐用年 限(年) 7×(0.5%×0.4ム 0.05%×0.12ム)	特別償却額 (円) ナ+ナ=ナ	償却額度(円) ナ	事業者償却額 (円) ナ	たゞのうち少な い方の額(円) ナ	償却期間(月) ナ	補助対象経費 額(円) 7×ナ+12(月)=ナ (最終年数ナ=ナ)	計画額(千円) ナ×1/2-ナ	
第1号(27-1)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,817,345	1,817,345	1	159,778	P1	78.8
第2号(27-2)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	P1	78.8
第3号(27-3)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	P1	78.8
第4号(27-4)	15,000,000	7,581,385	3,000,000	0	3,000,000	1,822,975	1,822,975	4	540,991	P1	270.4
第1号(28-1)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	P1	1,115.0
第2号(28-2)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	P1	1,115.0
第1号(29-1)	15,000,000	9,685,855	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	P1	936.0
第2号(29-2)	15,000,000	9,685,855	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	P1	936.0
第1号(30-1)	15,000,000	11,769,898	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	P1	1,440.0
第2号(30-2)	15,000,000	12,451,238	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	P1	855.7
第1号(31-1)	15,000,000	14,265,539	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	P1	1,101.6
第2号(31-2)	15,000,000	14,265,539	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	P1	1,101.6
計	180,000,000	109,326,081	36,000,000	0	36,000,000	24,178,006	24,178,006	17	17,823	TT	9,910

*残存価格 (円)	
ナマニ	ナマニ

【車両購入金融費用】 Oは投資の運営方法(元利均等9元金均等

【車両購入金融費用】
O運営者の運営方法(元利均等9元金均等

【負担者とその負担割合】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
17,823	8,910

【負担者とその負担割合】

補助プロトク名	申請番号	中止理由	確定維持保証名又は区間	確定修理料金請求書類取扱全申請 当該件番号
北近畿	第1号(31-1)	福知山線1(市民病院前～施設前)	北近畿第3号	31

【輸入車両試験結果知覚】
○運営者の選択割合方法(定率法or定額法)を方法で選められた場合は、年次額での変更不可

定率法

申請番号	補助対象費用支拂額 (円) <small>(P)</small>	残存額度(円) <small>(P)</small>	特許費支拂額(円) <small>(P)</small>	償却額支拂額(円) <small>(P)</small>	車両者識別番 (H)	ハピオのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 <small>ク×ヤ÷12(月)= (残年額)ヨーマ</small>	計額額(千円)
第1号(31-1)	15,000,000	9,000,000	0	3,600,000	4,320,000	3,600,000	12	3,600,000	1,080,000
計		0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金額費用】
○運営者の清算方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額費用補助料 金額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数 (自) (至)	借入料率(%) 年利 I	上25%のうち 低い方の率(%) T	補助対象経費 7	計額額(千円)
						円	
計						円	千円

【運営料】
○運営者の清算方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額費用補助料 金額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数 (自) (至)	借入料率(%) 年利 I	上25%のうち 低い方の率(%) T	補助対象経費 7	計額額(千円)
計							

【運営料】

補助対象経費(千円)	計額額(千円)	負担割合				負担割合				負担割合				
マ+7	ケ+チ	車両	音響	郵便荷物	汽船	汽船荷物								
3,600	1,080													
合計	1,080													

申請番号	全額費用補助料 金額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数 (自) (至)	借入料率(%) 年利 I	上25%のうち 低い方の率(%) T	補助対象経費 7	計額額(千円)
計							

【負担割合】

* 負担割合 (H)	
マ+7	ケ+チ

* 負担割合 (H)	
マ+7	ケ+チ

2022 年项目组（含食 2 章）

補助プログラム名	申請番号	被保険特許権名義又は区間	被保険特許権補助金申請番号	
			当該牛生	社井生
北近畿	第3号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第4号(31-2)	漁入線	第2号	31
北近畿	第5号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第6号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第7号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第8号(29-2)	漁入線	第2号	29
北近畿	第9号(29-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第10号(29-2)	絆ヶ崎線	第3号	28

[購入車両減価償却費]

【購入車両販賣規制法】
○臺灣省の販賣規制方法(定額法)※未令下課められた場合を除き、年廻りの車両不可

卷之二

申請番号	補助対象額度 額(円)	残存額度 額(円)	前年度(2年目の み)の 額=7 初年度への 額=十	普通預金 残 額(原生 産者) \times (定額)0.0 0~ム (定額)0.2~ム	特別償却額(円) ウ	償却額(円) ム+ワ=/ 一	事業者償却額 (円) 才	ノ才のうち少な い方の額(円) ウ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 タ×ヤ÷12(月)= (最終年度)ヤ=?	計額(千円) タ×1/2-?	* 残存価格 (円) ラ-?-/?
第3号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	5,162,699	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800,0	5,400,000		
第4号(31-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	5,162,699	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800,0	5,400,000		
第5号(30-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,661,105	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080,0	3,240,000		
第6号(30-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,661,105	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080,0	3,240,000		
第7号(29-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000	円	828,0	2,484,000		
第8号(29-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000	円	828,0	2,484,000		
第9号(28-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	円	655,0	0		
第10号(28-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	円	655,0	0		
計	120,000,000	40,500,000	18,225,000	23,290,484	18,225,000				18,252	千円	9,126	

表6 車両の取得計画の概要

R3年度

2年目以降(年利 3 年利)

補助プログラム名	申請番号	被保険者登録番号又は区画	被保険者登録番号又は区画
京阪神	1	和東木津塩	第1号

【車両購入金額算出書】
○車両の買取方法(定率法・定額法)※法令で認られた場合は、年齢での支度不可

定率法

申請番号	金額(万円)	支度期間(月)	支度額(万円)	支度率(%)	支度額(万円)	支度率(%)	支度額(万円)	支度率(%)	支度額(万円)	支度率(%)
1	15,000,000	5,400,000	2,160,000	40	0	2,160,000	40	2,431,195	40	2,160,000
計	15,000,000	5,400,000	2,160,000	40	0	2,160,000	40	2,431,195	40	2,160,000

【車両購入金額費用】

○車両の買取方法(元料均等や元金均等)

* 購入額(万円) (H)	支度額(万円) (H)	支度率(%)	支度額(万円) (H)	支度率(%)	支度額(万円) (H)	支度率(%)
3,240,000	0	0	0	0	0	0

申請番号	金額(万円)	支度期間(月)	今年度償還額	借入利率(%)	低い方の支 度率(%)	補助対象延長 率(%)	計算額(千円)
		(自)	(至)	I	7	7	1,080
計							1,080

【引当金上りの返却金】

補助対象延長率(%)	計算額(千円)
2+7	2,160 1,080

支度額(万円)		支度額(万円)		支度額(万円)		支度額(万円)	
1	1,080,000	210	210	1	1,080,000	210	210
支度率		%	%	支度率		%	%
合計	1,080,000	210	210	1	1,080,000	210	210

支度額(万円)		支度額(万円)		支度額(万円)		支度額(万円)	
2+7	3,240,000	648	648	2+7	3,240,000	648	648
支度率		%	%	支度率		%	%

(1) 記載事項
1.申請者は、被扶助申請者1箇ごとに申請者号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該期間について被扶助申請を行う場合は、初年度以降の申請の要領を承認又は添付の上申請すること。
2.「被扶助申請期間」の欄には、補助申請期間に係る扶助金の支給期間(運行資金に係る扶助金を支給する期間)を記載すること。
3.「車両の選択」の欄は、「ノンステップ型SUV車両(運転士席又はそれ以外の車両)、ワゴン車両、軽市販通用車両の別がかかる方に記載すること」。
4.「車両走行距離」の欄には、走行距離(運転士席又はそれ以外の車両)、ワゴン車両、軽市販通用車両の別がかかる方に記載すること。
5.「車両の長さ」の欄には、走行距離(運転士席又はそれ以外の車両)、ワゴン車両、軽市販通用車両の別がかかる方に記載すること。
6.「車両の乗車定員」の欄には、乗車定員(運転士席又はそれ以外の車両)、ワゴン車両、軽市販通用車両の別がかかる方に記載すること。
7.「車両購入金額(税込)」の欄は、「被扶助申請額(10倍)」と下切替(第2位は下切替)まで記載すること。
8.「車両購入金額(税込)」の欄は、高齢者扶助特典によるほか、低速期間に係る車両購入金額の割引額は記載すること。
9.「実費算入金額(税込)」の欄は、高齢者扶助特典によるほか、車両價格、附屬品価格、改修料によるほか、車両等価格及び金送金額を記載すること。
10.「リース賃料について」の欄は、車両によるが、リース会社の実費算入金額を適用するが、車両等価格及び金送金額を記載すること。
11.「車両登録料(税込)(トータル)」の欄は、平成22年4月1日以前に取得された車両登録料(税込)で、完済料(税込)により下回る場合、未完済料(税込)により下回る場合、未完済料(税込)に法定償却残額との比較によって車両登録料(税込)とする。
12.「運送契約金額(税込)」の欄は、被扶助申請者が運送契約を行った場合、被扶助申請者が運送契約を行つた場合又は被扶助申請者が運送契約を行つた場合に係る運送契約金額(税込)とする。
※平成22年4月1日以後に取得した車両:税込:108000 次点登録率:0.960

(2) 添付書類
1.被扶助申請期間(被扶助金交付申請期間5年で定める期間)の前々年度に係る扶助金(被扶助金交付申請期間2年目以降の事業費告白書)、被扶助金交付申請期間2年目以降の事業費告白書(被扶助金交付申請期間2年目以降の事業費告白書)、被扶助金交付申請期間2年目以降の事業費告白書(被扶助金交付申請期間2年目以降の事業費告白書)
2.被扶助申請人申請者号及び当該個人による扶助金交付申請の確認書類((1)~(3)の確認書類)
3.被扶助申請人申請者号及び当該個人による扶助金交付申請の確認書類((1)~(3)の確認書類)
4.被扶助申請人申請者号及び当該個人による扶助金交付申請の確認書類((1)~(3)の確認書類)
5.被扶助申請人申請者号及び当該個人による扶助金交付申請の確認書類((1)~(3)の確認書類)
6.被扶助申請人申請者号及び当該個人による扶助金交付申請の確認書類((1)~(3)の確認書類)
7.過去に生活交通扶助料取扱会員の認定申請又は申請書類提出申訴の添付書類として記載に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 車両取得の概要

車両登録年月	3 年度	新規登録料	車両登録料						
新規登録料	車両登録料								
車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料
車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料
車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料	車両登録料

【購入車両新規登録料】

○了りの進行方法(定率法or走行法)

--

申請番号	車両種別	附置品選択	支遣費	合計	実費購入予定額(円) * 料費を除く		支拂ふ予定期合 付替から償還までの間(円)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	
					支拂額(円)	△支拂額(△支拂額)							
1	口	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金利適用用】

○支拂額の算定方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金利適用補助 への額以内	償還期間 (月)	借入利済(%)	借入利済(%)	支拂額(円)		支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)	支拂額(円) △支拂額(△支拂額)
					支拂額(円)	△支拂額(△支拂額)					
					△	△	△	△	△	△	△
計					0	0	0	0	0	0	0

【負担割合とその負担割合】

補助対象総額(千円)	計画額(千円)	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
△+△	△+△	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円
0	0	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円
合計	0	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円

補助プログラム	申請番号	負担割合	負担額		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
			負担額(千円)	負担額(千円)						
京阪神・北近畿		0 %	0 円	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円
合計		0 %	0 円	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	0 円

* 貸付額
(円)
△+△=△

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

補助プロック名	申請番号	連絡保持部品名稱又は医局	請取取扱業者	
			申告番号	当該年次
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	29
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田緑1、神吉緑1、原・神吉緑1	第1号～第3号	31

大率定

【購入車両減税制度】
○導入者の減税対象方法(定率法・定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

申請番号	申請者名	申請地住所		面接候補者登録料(金額)	面接候補者登録料(支拂料)	面接候補者登録料(支拂料)
		郵便番号	都道府県市町村名又は区町			
第1号(28-1)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H28	H28
第2号(28-2)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H29	H29
第1号(29-1)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H29	H29
第2号(29-2)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H30	H30
第1号(30-1)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H30	H30
第2号(30-2)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H31	H31
第1号(31-1)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H31	H31
第2号(31-2)	京阪神	高津・京北線	高津・京北線	第3号	H31	H31

入草兩藏衍微却

○運送者の方〔契約方法(尾車等の定期法)※法令で認められた場合を除き、年度同での支度不可〕

類法

補助対象額度 額(円)										補助対象額度 額(円)		補助対象額度 額(円)	
申請番号	補助対象額度 額(円)												
11号(28-1)	15,000,000	4220445	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,865	円	185.8	7×1/2=7	7×1/2=7
12号(28-2)	15,000,000	4220445	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,865	円	185.8	7×1/2=7	7×1/2=7
11号(29-1)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	円	936.0	5,951,411	5,951,411
12号(29-2)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	円	936.0	5,951,411	5,951,411
11号(30-1)	15,000,000	9,489,826	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	円	1,140.0	7,208,754	7,208,754
12号(30-2)	15,000,000	10,559,866	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	円	955.7	8,928,984	8,928,984
11号(31-1)	15,000,000	12,062,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	円	1,101.6	9,858,771	9,858,771
12号(31-2)	15,000,000	12,062,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	円	1,101.6	9,858,771	9,858,771
計	120,000,000	66,242,558	24,000,000	0	24,000,000	16,802,996	16,802,996	12	13,086	千円	6,542	55,158,512	55,158,512

〔両陣入金融費用〕

申込番号	会員登録補助 料金額(円) +の範囲以内=】	借入期間 (月)	今年度償還回数 (回)	今年度償還回数 (回)	借入利率(%)		相助料率実績 低い方の率(%)	計額額(千円) $7 \times 1/2 = 7$
					年利 工	年利 工		
計							7	円 千円

卷之三

補助料金総額(千円)	計画額(千円)
7+7	4+4

被験者 属性	負担感との負担割合			その他の者			本業者自己負担			「その他」者の 累積負担額		
	年齢別 負担割合	性別別 負担割合	市区町村 別負担割合	年齢別 負担割合	性別別 負担割合	市区町村 別負担割合	年齢別 負担割合	性別別 負担割合	市区町村 別負担割合	年齢別 負担割合	性別別 負担割合	市区町村 別負担割合
プロダクタス	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
10代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
20代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
30代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
40代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
50代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
60代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
70代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
80代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
90代未満	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%
合計	10.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%	11.0%	14.3%	%

三葉草山房（全集）3

補助プロック名	健保特約名又は医局	府県会員登録番号	年月日
北五郷	第1号(31-1)	福岡県10市医療機関一休眠期病院	北近畿第3号 平成22年1月1日 3年位

【購入車両登録申請】
○車主の新規登録方法(定車法)※法令で認められた場合を除き、年度制での変更不可

卷之三

卷之三

【車両購入金額算用】
○運賃の支拂方法(元利均等の元金均等)

被調査者属性	市町村別			業種別			その他の会員			販売者とその販賣会			「その他」の販賣会 会員登録
	会員登録 登録者数 名	会員登録 登録額 円	会員登録 登録率 %										
北海道	1,008,000	円	%	0									
東北	1,008,000	円	%	0									
中部	1,008,000	円	%	0									
関東	1,008,000	円	%	0									
甲信越	1,008,000	円	%	0									
中国	1,008,000	円	%	0									
四国	1,008,000	円	%	0									
九州	1,008,000	円	%	0									
沖縄	1,008,000	円	%	0									
合計	1,008,000	円	%	0									

計画額(千円)	実績額(千円)
7+7	2,160
7+7	1,080

(1) 記載要項
1.車両の登録は、事業者ごと、補助申請月1箇ごとに申請番号をかけて記載すること。また、2年目以降も当該車両に記載するに於いて補助申請を行な場合は、初年度以降の申請の概要を既記又は添付の上申請すること。

2.補助金支給額(補助金申請番号)の欄には、補助申請車両の記載予定の運行系統に係る運送業者(運送会社又はそれ以外の事業)の申請番号を記載すること。

3.車両の種別の欄は、ノンステップ型スクープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間走行用車両の選択がわかるよう記載すること。

4.車両登録料の欄には、車両登録料(運送業者名)に立派料を加えた額を記載すること。なお、立派は通常を除いた額を1人当たりの専有面積(14平方メートル)で算出した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。

5.車両の長さの欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。

6.車両購入金額並用の「補助金支給額」の栏へ記入時は、専任入社者で算出した額を記入すること。(機関上額・年2.5%)

7.車両購入金額並用は、実質契約額等による場合に限ること。なお、引渡しについては見渡書等の提出で足りること。

8.車両購入金額並用欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0千円)まで記載すること。なお、2年目以降の車両については、充実度均等等により算出すること。

9.実質購入予定期については、販賣者等によるほか、販賣業者、販賣品名、販賣品番、販賣場所、販賣業者、市立営業所等が記載すること。

10.リース車両についても当該扶助金を専用するが、リース期間・契約期間・契約料等について記載すること。

11.若者扶助金支給額の欄は、平成24年4月1日以降改修された運送業者・運送業者による車両改修費等で、足年法によって算出される場合、残存賃貸(マム)に改定価却額を乗じて算出額(マム)とする。

12.普通自動車(マム)は、補助対象車両(マム)に係る算出額を乗じて算出額との比較額との比較により下回る場合、残存賃貸(マム)に改定価却額(マム)は計算式に記載した前年度と同様とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 保証率:1.0000 取得登録料: 0.500

(2) 添付書類

1.経常費用額(補助金交付要綱第5条定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書(「事業報告書」)(補助金交付要綱第2編第2章第1節及び第2節に係る経常費用を除く。)及び二方に記載する必要な事項を記載した書類

2.補助対象車両登録料及び旅券料の領収書(11/5/10閲覧)

3.運送は機ノンステップ(スクープ)を導入する場合には、厚生省の認可。

4.新規登録車両のノンステップ型で、運送会社以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類。

5.補助対象車両のため必要な旅券料又は車両等の乗合及び配達に係る基本料を定める者(代理店、平均車両)。

6.補助対象事業者ごとの、運送業者登録の合併/ひき事業用車両の状況(車両数、平均車両)。

7.過去に生活交通運送業者や運送計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を旨記載することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹波地域交通株式会社

1. 車両取扱の概要

助成年度(令和3年度)	申請番号	車両番号	車両種別	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入予定の種別 (現役、新規、リース)
北近畿 第1号(3-1)	北近畿 第2号(3-2)	海岸線 第1号	ナンバーステップ スロープ付 標準	5.6	8.9	2 10 現金
		港入線 第2号	ナンバーステップ スロープ付 標準	5.6	8.9	2 10 現金

【購入車両価値却算】

○事業者の算出方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格	附帯品価格	改造費	支払額(予定額)(千円)		普通車の額 (実際) ▲×0.030×0.01+ △×0.020×0.2+△ △-1円×本	特別償却額 (千円) △+チ=△ チ	事業者償却額 (千円) △	支払いうち少な い方の額(千円) △	償却期間 (月) △	補助対象経費 (千円) △×ワリ÷12(月)×△
				支払額(予定額)(千円)	支払額(予定額)(千円)						
第1号(3-1)	17,500,000	1,798,248	19,298,248	19,298,247	15,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000,0
第2号(3-2)	17,500,000	1,798,248	19,298,248	19,298,247	15,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000,0
計	35,000,000	3,592,496	38,592,496	38,592,494	30,000,000	12,000,000	15,438,993	12,000,000	12	12,000,000	6,000

【車両購入金融費用】

○事業者の算出方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融専用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レヒ2.5%のうち低い 方の率(%) レ	補助対象経費 △	計画額(千円) △×1/2-△
計						千円

【所要経費】

プロセス 番号	申請所 場	市町村 会員割合	支那割合	東北割合	その他の割合	事業者とその負担割合
1	3,000,000	円 50 %	円 %	円 %	円 %	「その他」の割合 支那割合
2	3,000,000	円 60 %	円 %	円 %	円 %	支那割合
合計	6,000,000	円 50 %	円 %	円 %	円 %	△

【負担率とその負担割合】

プロセス 番号	申請所 場	市町村 会員割合	支那割合	東北割合	その他の割合	事業者自己負担 支那割合	支那割合	「その他」の割合の 支那割合
1	3,000,000	円 50 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	△
2	3,000,000	円 60 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	△
合計	6,000,000	円 50 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	△

2年目以降(令和3年度)

補助プロック名	申請番号	環境省名	環保基準対象又は区間	確認書持賞用算定金申請番号
北近畿	第3号(2-1)	関人街環線		第8号 2
北近畿	第4号(2-2)	伊根線		第1号 2
北近畿	第5号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第6号(31-2)	猪入線	第2号	31
北近畿	第7号(30-1)	久美浜線	第10号	30
北近畿	第8号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第9号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第10号(29-2)	猪入線	第2号	29

[購入車両減価償却費]

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年次間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度(2年目の 額=ナ ×(0.5+0.01×0.2)=ナ	普通消耗額 (2年間) ナ×(0.5+0.01×0.2)=ナ	特別償却額(円) ナ	償却限度額 (円) ムナ+ナ=ナ	事業者償却額 (円) ナ	北のうち少な い方の額(円) ナ	償却期間(月) ナ	補助対象経費 (2年間) ナ×ナ÷12(月)=ナ	計画額(千円) ナ×ナ=ナ
第3号(2-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	3,600,000	4,631,099	3,600,000	12	3,600,000	1,800,000	5,400,000
第4号(2-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	3,600,000	4,631,099	3,600,000	12	3,600,000	1,800,000	5,400,000
第5号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080,000	3,240,000
第6号(31-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080,000	3,240,000
第7号(30-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	1,620,000	1,985,829	1,620,000	12	1,620,000	810,000	1,620,000
第8号(30-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	1,620,000	1,985,829	1,620,000	12	1,620,000	810,000	1,620,000
第9号(29-1)	15,000,000	2,484,000	1,242,000	1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621,000	1,242,000
第10号(29-2)	15,000,000	2,484,000	1,242,000	1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621,000	1,242,000
計	120,000,000	40,248,000	17,244,000		17,244,000	22,304,024		17,244	8,622	23,004,000

*残存価格 (円)
7マニ

○事業者の五種方法(元利均等or元金均等)

相傳七千の歴史

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
747	474
17,244	8,622

卷之二

卷之三

（アーチー） うーん、おまえの言ふ通りだ。でも、おまえがアーチーのことを知らなかったら、アーチーはおまえのことを知らなかった。アーチーはおまえのことを知らなかった。

9. 営業部員は、販賣の事務に従事する。販賣の事務には、販賣の手配、販賣の実行、販賣の結果の報告等がある。

10. リース車両についても専用の車両登録証明書を提出するが、車両登録証明書の見本は、リース業者に提出すること。

11.「普通情痴症度量表」の下限は、平成24年4月1日以降に診断された患者においては、0.4(正常率)の割合を用すること。

12.苦情却限定期(ムード)は、補助対象限度額(ナード)に保証車を乗じた償却率を算出した場合、該定期(ムード)により下回る場合、残存価格(ラード)に改定償却率を算じた場合を指す。

なお、改定繰掛率を乗じた償却額を普通償却額と定義する場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却額（ム福）は計算式によらずに前年度と同様とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

(2) 交付書類

1.補助金交付申請書(補助金交付申請書第1類第1項第1号及び第2類第1項第1号)の旨に記載する必要な事項を記載した書類
2.事業報告書(補助金交付申請書第1類第2項第1号及び第2類第2項第1号)の旨に記載する必要な事項を記載した書類

2. 捐助金をもつて、被災者等の生活を援助するため、被災者等の生活費を支給する。

第三章 事件の発生とその背景

4種類を用いた場合に注目する。その理由を説明する。

5.3.3.2.2. 運用条件外車両の運送を受ける車両の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年以降の車両にあつては、車両の写し。)

卷之三

表6 車両の取得計画の概要

R4年
度

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

卷之三

○車両の登録方法(登車法) ○購入車両登録申請

定案表

車面購入金融費用

申請番号	金融資源補助 扶助額(円)	への提出内 容	償還期間 (月)	借入利率(%)	12.5%のうち 低い方の率 (%)	被扶助対象経営 者	申請総額(千円)	回数相当金額(千円)
				レ	レ	レ	円	円
						ラ×1/2=ナ		円

五

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナツ	344
0	0

2年目以降(令和4年度)		申請番号	被保険者名	被保険者登録番号
補助ブロック名				
京医伴	1	和本木実機	第1号	31

【車両購入金額算出】
○車両の販賣方法(定率法)※法令で認められた場合は除き、年齢間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象額 額(円)	残余価額(円) 前年7月1日現在の 残余価額(1回引取 料+手数料等=1, 支拂はけ出し等=A, 支拂はけ出し等=B, 支拂はけ出し等=C, 支拂はけ出し等=D, 支拂はけ出し等=E, 支拂はけ出し等=F, 支拂はけ出し等=G, 支拂はけ出し等=H, 支拂はけ出し等=I, 支拂はけ出し等=J, 支拂はけ出し等=K, 支拂はけ出し等=L, 支拂はけ出し等=M, 支拂はけ出し等=N, 支拂はけ出し等=O, 支拂はけ出し等=P, 支拂はけ出し等=Q, 支拂はけ出し等=R, 支拂はけ出し等=S, 支拂はけ出し等=T, 支拂はけ出し等=U, 支拂はけ出し等=V, 支拂はけ出し等=W, 支拂はけ出し等=X, 支拂はけ出し等=Y, 支拂はけ出し等>Z)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	低い方の率 (%)	補助対象額 内定申請額(千円)	補助対象額 内定申請額(千円)
			(自)	(至)					
1	15,000,000	3,240,000	0	1,820,000	A+手数料	1.823,366	1,820,000	12	1,820,000 円
									810 円
計	15,000,000	3,240,000	0	1,820,000		1,823,366	1,820,000		1,820,000 円
									810 円

補助対象額 (円)		内定申請額(千円)	
テ+7		ケ+9	

【車両購入金額算出】

○車両の販賣方法(定率法)※元利均等・元金均等

□

申請番号	金利適用補助 額(円) †の場合は申込額=1	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	低い方の率 (%)	補助対象額 内定申請額(千円)	計算額(千円)
			(自)	(至)				
計								

【車両購入金額算出】

○車両の販賣方法(定率法)※元利均等・元金均等

補助対象額 (千円)	計算額(千円)	内定申請額(千円)	
		ケ+9	テ+7
1,620	810		
合計	810	810	810

内定申請額(千円)		内定申請額(千円)		内定申請額(千円)	
1,620	810	810	810	810	810
内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)
内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)
内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)	内定申請額(千円)

卷之三

卷之三

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名前又は区間	確保維持路線前回査定書登録番号
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、谷和線1、原・神吉線1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、谷和線1、原・神吉線1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、谷和線1、原・神吉線1	第1号～第3号
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、谷和線1、原・神吉線1	第1号～第3号

【個人車両税額控除】
○車主の車両税額控除方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年次間での変更不可

九
定率法

申請番号	補助対象事業者 名(法人名)	現存面積(円) (㎡)	特別償却額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノミオのうちかな い方の額(円)	償却期間(月)	補助均額(円)		
								年率×100 の値(%)	年率×100 の値(%)	
第4号(30-1)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0 千円	
第5号(30-2)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0 千円	
第6号(30-3)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0 千円	
第7号(31-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0 千円
第8号(31-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0 千円
計	75,000,000	13,230,000	8,450,000	0	9,450,000	11,072,380	9,450,000		4,725 千円	

* 現在価格 (円) マーク	0	0	0	1,890,000	1,890,000				3,780,000
----------------------	---	---	---	-----------	-----------	--	--	--	-----------

補助ブロック名	申請番号	被保険者略称名又は区間	新規申請 登録年数	既存申請 登録年数
京阪神	第1号(23-1)	高達・京北線	第3号	H29
京阪神	第2号(23-7)	高達・京北線	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高達・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-2)	高達・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高達・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高達・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】
○車主者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

於
舞
山

申請番号	補助対象取組 額(円)	現行相当額 額(円)	現存額度(円) (実現率) △+△=△	特別償却額 (円) (実現率) △+△=△	償却累額(円) △+△=△	事業者管轄額 (円) △+△=△	なきのうち少な い方の額(円) △+△=△	償却期間(月) △+△=△	補助対象経費 (実現率)△-△ △×△÷△(2ヶ月)× (最終年数)△-△	合計額(千円) △×△=△	* 現存額度 (円) △-△=△
第1号(28-1)	15,000,000	5,957,411	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	2	312,020	156.0	5,639,381
第2号(28-2)	15,000,000	5,957,411	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	2	312,020	156.0	5,639,381
第1号(30-1)	15,000,000	7,209,754	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	1,140.0	4,929,682
第2号(30-2)	15,000,000	8,626,094	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	855.7	6,716,522
第1号(31-1)	15,000,000	9,858,771	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,011.6	7,655,387
第2号(31-2)	15,000,000	9,858,771	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,011.6	7,655,387
計	90,000,000	47,558,212	18,000,000	0	18,000,000	12,342,656	12,342,656	9,222	9,222	4,610	38,235,780

【車両購入金額費用】

西

補助対象経費(千円)	計面積(千円)
9222	4510

卷之三

* 現存額 (円)	7-7	5,639,391	5,639,391	4,929,682	6,716,522	7,055,387	7,855,387	28,235,790
--------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	京成電鉄株式会社
------	----------

1. 車両取扱の概要

出発年度(平成4年後)	補助プロック名	申請番号	連保機持認証名承又は区間	新規登録車両登録料金 申請番号	車両の種別	車両定員(人)	車両の登込年月	購入予定期間

【購入車両登録料金】
 賃業者の登録料金(定率法or定額法)
定率法

申請番号	車両価格	附屬品価格	水道費	合計	実償額入予定期間のうち 賃業者が負担する新規 登録料金(円)	特別償却額(円)	償却額度額(円)	車両登録料金(円)	支拂額(千円)
4	口	八	八	イ十ロナハニニ	ニ-1円+キ	ヘ	トナナニ=ス	ル	リ×1/2=3
									円
計									千円

【車両購入金額算用】
 賃業者の登録料金(元料等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	12.5%の方 低い方の率(%)	補助料金(円)	支拂額(千円)
			レ	レ	リ	リ×1/2=4
計						円

補助料金(千円)	計画額(千円)
カナフ	ヨナキ

賃業者との契約割合				賃業者自己負担割合		
補助プロトセイ	セイ	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
		%	円	%	円	%
			円		円	
合計			円	%	円	%

*現在價格 (円)
ヘカニ

2自由財政（第4章）

北近畿	第1号(31-1)	福山市(市民病院・准病院)	福山市立病院協会	福山市立病院協会
北近畿	第3号(31-2)	福山市(市民病院・准病院)	福山市立病院協会	福山市立病院協会

【萬葉集卷之三】

卷之三

○車検時の車両試験規則案】
【個人車両試験規則案】

○車両購入金融費用

申請番号	企画費用補助対象額(円) +の額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%)	比較5%のうち 低い方の率(%)	補助内需経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					7	7	7	7×1/2=4

卷之三

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	ケ+サ
1,820	810

【魯班子刀劍指掌令】

年度別セグメント別販売額							「その他のもの」販売額				
セグメント	セグメント名	中期計		前期計		販売額	販売割合	販売額	販売割合	販売額	販売割合
		中期額	中期実績	前期額	前期実績						
本業系	1	\$10,000	円	\$9,000	円	円	%	円	%	円	%
合計		\$10,000	円	\$9,000	円	円	%	円	%	円	%

明細番号	補助対象限度額 (円)	現存面積(円) (¹ 年× ² 年目) 初年度の額=ナ ルの額=ナ	特別償却額(円) (² 年目) 初年度の額=ナ ルの額=ナ	特別償却額(円) (³ 年目) 初年度の額=ナ ルの額=ナ	事業者負担額 (円)	貸却期間(月) ナのうち少な い方の額(円)	補助対象額 ナ×ナ+ナ(月)= タ(結果額)=ナ	計画額(千円) ナ×ナ+ナ(月)= タ(結果額)=ナ
第1号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,490,000	0	0	0	0	0
計				1,620,000	1,620,000	12	1,620,000	810

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹波地域支農林水産会社

1. 車両取扱いの概要

初年度(令和4年度)		申請番号	車両名	車両登録料金申込額	車両の種別	車両の登録人	車両の長さ(m)	購入予定期間(年月)	購入等の経費(現金、預貯、りん入)
北近畿	第1号(4-1)	経ヶ岬線	ノンステップ スロープ付	標準	56	8.9	3	10	現金
北近畿	第2号(4-2)	峰山線	ノンステップ スロープ付	標準	56	8.9	3	10	現金

【購入車両減価償却費】

○運営者の減価償却方法(定率法の定額法)

定率法

申請番号	車両価格	附屬品価格	改造費	支拂費用(元利均等) *消費税を除く		特例償却額(円)	償却限度額(円)	事業者課業(月)	支拂のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)	※残存額(千円)
				支拂費用合計額(円)	から償却開始した少ない方の額(円)								
	4	口	ハ	イ十ロハニニ	二-1円=本	^	ト+チニニ	ト	ト	7	ラ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=3	ヘ-ル-3
第1号(4-1)	17,500,000	1,796,248		19,296,248	19,296,247	15,000,000	6,000,000	7,716,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000,0	9,000,000
第2号(4-2)	17,500,000	1,796,248		19,296,248	19,296,247	15,000,000	6,000,000	7,716,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000,0	9,000,000
計	35,000,000	3,592,496		38,592,496	38,592,494	30,000,000	12,000,000	15,436,988	12,000,000	12,000,000	12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○運営者の支拂方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)への割合以内	借入利率(%)	借入期間(月)	支拂のうち少ない方の率(%)		補助対象経費	計画額(千円)
				ワ	ワ×1/2=ネ		
計							千円

【負担者とその負担割合】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)	負担割合	支拂額	その他の者	負担割合	事業者自己負担	負担割合	「その他」の負担額の 具体額算定
カ+タ	三十才							
12,000	4,000							
合計	4,000							

負担者とその負担割合		負担額(千円)	
プロ	中間	負担額	支拂額
1	3,000,000	円 50 %	円 %
2	2,000,000	円 50 %	円 %
合計	5,000,000	円 50 %	円 %

2年目以降(令和4年後)

補助ブロック名	申請番号	確認番号	確認条件路線名又は区間	積荷種別	積荷種別登録番号
北近畿	第3号(3-1)	海岸線	第7号	3	
北近畿	第4号(3-2)	漁入線	第2号	3	
北近畿	第5号(2-1)	関人類線	第6号	2	
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号	2	
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第10号	31	
北近畿	第8号(31-2)	漁入線	第2号	31	
北近畿	第9号(30-1)	久美浜線	第10号	30	
北近畿	第10号(30-2)	伊根線	第1号	30	
北近畿	第11号(29-1)	峰山線	第5号	29	
北近畿	第12号(29-2)	漁入線	第2号	29	

【輸入車両減価償却費】

○運送者の減価償却方法(定率法)※法令で認められた場合を除き、年次間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度の額=十 前年度の額=七	残存額(円) (定率法)=△ (定期法)=△ △×△×△=△	普通車用割合 (定率法)=△ (定期法)=△	特別機械車(円) △+△=△	燃却履歴額(円) △+△=△	車業者償却額 (円) △+△=△	ノボリのうち少ない方の額(円) △+△=△	償却期間(月) △+△=△	補助対象経費 △×△=△ (最終年数)=△	計面額(千円) △×△=△
第3号(3-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	3,600,000	4,631,098	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800,000
第4号(3-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	3,600,000	4,631,098	3,600,000	12	3,600,000	円	1,800,000
第5号(2-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,160,000	2,778,860	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080,000
第6号(2-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	2,160,000	2,778,860	2,160,000	12	2,160,000	円	1,080,000
第7号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	円	810,000
第8号(31-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000	1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	円	810,000
第9号(30-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,995,830	1,620,000	12	1,620,000	円	810,000
第10号(30-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,995,830	1,620,000	12	1,620,000	円	810,000
第11号(29-1)	15,000,000	1,242,000	1,242,000	1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	円	621,000
第12号(29-2)	15,000,000	1,242,000	2,484,000	1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	円	621,000
計	150,000,000	41,004,000	21,726,000	20,464,000	26,312,536	20,464,000		20,464	千円	10,242

【車両購入金融費用】
○運送業者の返送方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数 (自) (至)	借入利率(%)		1+25%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費 7	計額(千円) 7×1/2=7 千円
				年利	工			
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+7	計額(千円) ケ+ナ
20,484	10,242

【負担割合】

申請番号 ク名	負担割合 % 50	負担額 円	負担割合 % 50	負担額 円	負担割合とその他の負担割合			「他の物の者」の 負担割合 % 50
					専用荷物	荷役料	その他の者	
3 1,000,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
4 1,000,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
5 1,000,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
6 1,000,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
7 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
8 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
9 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
10 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
11 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
12 810,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %
合計 10,242,000	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %	円 50 %

(1)記載要領

1.申請者は、事業者ごと、補助対象車両1箇ごとに申請番号をかげて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の承認を手配又は添付の上申請すること。

2.「車両保険料金補助金申請番号」欄には、補助申請車両の登録番号に係る前年度持続費と車両保険料金の申請求番号を記載すること。

3.車両の相場の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、軽自動車用車両の別がわかるように記載すること。

4.「車両の長さ」の欄は、座席数(第2位以下)に立席数を加えた値を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専用面積0.14平方メートルで除した数とする(運輸省送車両の保安基準第24条、第55条)。

5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下)で記載すること。(補助上限、年2.5%)

6.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」は、先買契約金等による購入料金を提出すること。

7.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載すること。

8.「車両購入金融費用」の「補助対象経費」は、車両価格、附属品価格、販賣品価格、並置販賣によるほか、車両等販賣及び金融費用相当額を提出すること。なお、2年目以降の車両については、先買契約等により確定すること。

9.先買契約入定額についても当該記載欄の欄は、車両等販賣によるほか、車両等販賣及び金融費用相当額を提出すること。

10.リース車両につきましても当該記載欄の欄は、平成24年4月1日以降に取扱われる車両者については、0.4(定年法)の償却率を適用すること。

11.「普通貨物運送車両(ムード)」は、補助対象車両(ムード)に係る車両登録料を算出する場合、料金基準(ラジ)に法定償却率を乗じた償却額を普通貨物運送車両(ムード)とする。

※ 平成24年4月1日以後に取扱った車両(登録料0.10800 改定償却率 0.5000

(2)添付書類

- 1.補助対象車両登録料及び当該車両に係る金融費用の根拠となる書類((1)7.9.10開示)
- 2.補助対象車両登録料及び当該車両に係る金融費用の根拠となる書類
- 3.標準仕様シート(バスを購入する場合には、要定書の写し)